

新たな人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に慎重な
検討を求める意見書

政府は現在、新たな人権救済機関の設置等を規定した法案を、国会に提出する意向を示している。

法務局の統計によれば、年間約2万件発生している人権侵犯事件のほとんどが現行の個別法のもとで解決されており、新たな法整備の必要があるかどうかは疑問である。

また、本来、違法行為か否かは中立公正な裁判所の審査を経て結論づけられるべきものであるが、新たな人権救済機関である人権委員会を国家行政組織法第3条に基づく委員会として設置するには、昨年8月に法務省から公表された基本方針及び12月に公表された検討中の法案の概要では、人権侵害の定義が不明確であるなど、まだ議論を尽くすべき点が多く存在している。

よって、国においては、新たな人権救済機関の設置を目的とする法律の制定にあたっては、十分な国民的議論を経るなど慎重に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣／法務大臣／内閣官房長官